

社会福祉法人愛恵会  
役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛恵福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等の報酬等の額は、理事会において決定する。

- (1) 役員に対する報酬額は、別表1に定めるとおりとする。

(費用弁償の支給)

第5条 当法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- (1) 役員には、出張に要する旅費を別に定める旅費規程に基づいて支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等の報酬等は、必要の都度、源泉を控除して支払うものとする。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成30年6月16日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

## 役員等報酬規程

別表 1. 役員等の報酬

役 職	内 容
(1) 理 事	会議出席 1回 5,340円 (源泉徴収税額 340円) (但し、常勤役員は対象外とする)
(2) 監 事	会議出席 1回 5,340円 (源泉徴収税額 340円)
(3) 評議員	会議出席 1回 5,340円 (源泉徴収税額 340円)
(4) 評議員選任 解任委員	会議出席 1回 5,340円 (源泉徴収税額 340円)

付則 1. この規程は、平成30年1月1日から実施する。